

参考

1. ブッシュ提案 (2004.02.11)

イランやリビアへのウラン濃縮技術移転の発覚に端を発して、パキスタンからの核開発技術の拡散が明らかになり、同国のカーン博士を接点とする国際的な闇市場ネットワークの存在が明らかとなった。こうした状況を受けてブッシュ大統領は、本年2月11日に国防大学での演説の中で核拡散を防止する手段として、以下7つの新たな提案を行った。

- 1) 拡散安全保障イニシアティブ (PSI、Proliferation Security Initiative) の拡充
諜報機関や軍事機関のみならず、法執行機関との協力強化。インターポールをはじめその他の手段も視野に。武器取引の仲買人、供給者及び購買者の摘発。
- 2) 核拡散の規制・国際管理の強化
拡散を犯罪とする安全保障理事会決議の採択促進。厳格な輸出管理、すべての機微な物質のセキュリティ確保。
- 3) 旧ソ連邦の兵器等のセキュリティ強化
旧ソ連諸国における兵器科学者の雇用、旧ソ連のWMDの処分と核物質のセキュリティ確保。G8の下での支援 (Global Partnership) の強化。
- 4) 実用規模の濃縮・再処理を有さない国への機微技術等の移転制限
再処理・濃縮を有しない国に対する商業炉用燃料の適正価格での供給保証、実用規模 (full scale, functioning) の濃縮・再処理を有しない国に対するかかる機器及び技術の供給国グループからの移転制限。
- 5) IAEA の強化策 1
核拡散活動についてのIAEAから国連安保理への通報義務。追加議定書普遍化のためのIAEA支援。追加議定書発効国に限定しての民生原子力計画の実施許可。
- 6) IAEA の強化策 2
IAEAに保障措置協定の順守状況を監視する特別委員会を設置
- 7) IAEA の強化策 3
核不拡散義務違反国のIAEA理事会及び上記特別委員会の参加禁止

2. エルバラダイ提案 (2004.02.12付けニューヨータイムズ等)

エルバラダイIAEA事務局長は、昨年来、核不拡散強化策について機会あるごとに提言してきたが、上記ブッシュ提案を歓迎するとともに、2月12日付け『ニューヨーク・タイムズ』に寄稿し、以下の核不拡散体制の強化策を訴えた。このうち、多国間管理構想については、IAEAに専門家会合を立ち上げ、来春のNPT運用再検討会議に向けて検討中である。

- 1) 核物質輸出規制の一層の強化

あらゆる国の平和的原子力技術に対する権利を守りつつも、輸出規制システムを普遍化し、輸出管理の抜け穴を除去し、法的拘束力をもつたものとする。核拡散の帮助者については、

犯罪として扱う。

1) 追加議定書に基づく IAEA 査察権限の拡大

イランやリビアで実施したような広範な査察活動を確保する。追加議定書発効国の増加を目指す。

3) NPT 脱退の制限

3ヶ月の事前通告により NPT 脱退の権利を認めた NPT の条項を制限するか、すくなくとも国連安保理への付託が必要とする。

4) 濃縮・再処理等の多国間管理

核燃料サイクルの機微な部分（新燃料製造、兵器化可能物質の処理、使用済燃料・放射性廃棄物の処分）を多国間管理下に置く。正当な原子力利用のための核物質供給を確保する。

5) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉促進

過去8年間ジュネーブ軍縮会議で膠着状態にある FMCT の交渉を早期に再開する。また、旧ソ連諸国に存在する核物質等のセキュリティを強化する。

6) 核兵器国による核軍縮実施

ロシアと米国の取決め（モスクワ条約）を検証可能で不可逆的なものとする。核軍縮のための道のりの明確化。いまだに存在する 30,000 発の核弾頭の大幅削減への着手。包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効。

7) NPT 運用検討会議における検討

2005 年の NPT 運用検討会議における前掲提案の議論。

8) 地域の政治的不安定要因の除去不安定要因への対処

中東、南アジア、朝鮮半島等紛争地域における大量破壊兵器の排除と紛争原因の除去。二重基準の廃止。

3. IAEA 核テロ対策基金

9.11 の後、2002 年 3 月の IAEA 理事会において総額 3600 万ドルの核テロ対策事業計画（核物質防護、核密輸探知、計量管理制度の拡充、放射性物質の防護策強化、核施設の脆弱性評価、緊急時対応の強化、国際条約・基準等の遵守支援、情報提供・国際協調）を承認。このために任意拠出の基金を創設。これまでに加盟国等から 2700 万ドルの拠出を約束（うち、我が国は 50 万ドル）。

4. G8 グローバル・パートナーシップ

9.11 の後のカナナキス G8 サミット（2002 年 6 月）でテロリストによる大量破壊兵器・関連資材の取得及び開発の防止に関して G8 グローバル・パートナーシップに合意。今後 10 年間に米国及び他の G7 がそれぞれ 100 億ドル（\$10B）を上限として拠出することを約束（いわゆる、10-10-10）。まず、ロシア支援に合意（化学兵器廃棄、退役原潜の解体、核燃料の処分、研究者の雇用等）。現在までに、G8 以外のフィンランド、ノルウェー、ポ

ーランド、スウェーデン、スイスも資金供与国となる。また、旧ソ連諸国への支援拡大も検討中。

5. 拡散安全保障イニシアティブ (PSI : Proliferation Security Initiative)

大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる措置を検討しようと、昨年5月ブッシュ大統領が提案。現在、「コア・グループ」として、日、米、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル、星、加、ノルウェー、露の15か国が参加。PSI活動の主眼は、(1)連携の深化(阻止訓練の実施や情報交換など)及び(2)連携の拡大(アウトリーチ活動)。本年5月のクラコフ一周年記念総会には、61ヶ国、2国際機関が参加。

6. グローバル脅威削減構想 (GTRI : Global Threat Reduction Initiative)

本年5月、ウィーンにおいて、エイブラハム米国エネルギー省長官が、本構想を公表。核物質及び放射性物質がテロリスト等に移転されるのを防止するため、パートナー国の協力を得て、①ロシア起源の研究炉用HEU燃料のロシアへ回収及び当該炉の低濃縮化、②全世界のHEU研究炉の低濃縮化、③米国起源の使用済み研究炉燃料の米国への回収、④セキュリティ上リスクとなる米国内の密封線源その他の放射性物質の特定、回収、貯蔵等「汚い爆弾」に利用可能な放射性物質による国際的脅威の削減等を実施。本年9月18、19日、ウィーンでパートナーカンファレンスを開催。